

# 中国における著作権登録

遠藤 誠<sup>1</sup>

## I はじめに

中国の著作権登録制度は、ある著作物（例えば、企業のロゴマークやキャラクター、製品のパッケージやカタログ、ウェブサイト、ソフトウェア等）の著作権を中国において任意で登録しておき、著作物登録証書を取得しておくという制度である。この制度には、後述するように、さまざまなメリットがあるため、近時、登録件数が増加する傾向にあり、日本企業の知財担当者にとって、押さえておくべき基本事項の一つといえる。そこで、本稿では、中国の著作権登録制度のメリット、登録手続等について解説することとしたい（ちなみに、中国では、「著作権」のことを「版權」ともいう）。

## II 中国の著作権法制度における著作権登録制度の位置付け

中国の著作権法制度の下では、著作権は、著作物の創作が完成した日より発生することとされており、著作権の取得は、登録等の手続や方式を要件としていない（無方式主義）。したがって、著作権の取得にあたって、著作権登録手続を行う必要はないが、任意に著作権登録手続を行うことは可能である。

「著作権法」及び「著作権法实施条例」には著作権登録手続に関する規定は含まれていないが、「著作物任意登録試行弁法」が、著作物の任意登録の要件、登録機関、登録手続等について規定している。最高人民法院による「著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」7条1項及び「著作権行政処罰実施弁法」19条は、著作権に関わる原稿、原本、合法的出版物、著作物登録証書、認証機関の発行する証明、権利取得の契約書等は、証拠とすることができるものと規定しており、著作物登録証書を、著作権を有することの初歩的証明に用いることができることを明らかにしている。また、「コンピュータ・ソフトウェア保護条例」によると、コンピュータ・ソフトウェア（以下「ソフトウェア」という）の著作権者は、ソフトウェア登録機関において著作権登録をすることができ、ソフトウェア登録機関が発行する登録証書は登録事項の初歩的証明となる（7条1項）。ソフトウェア登録機関としては、「中国版權保護センター」（英文名称は「Copyright Protection Center of China (CPCC)」）がある。「初歩的証明」とは、相反する証拠がないか、又は相反する証拠

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

があってもそれが事実か否かを証明できない場合には、当該文書に記載されている事実が正しいと推定されることを意味する。逆に言えば、著作物登録証書を法院等に提出しても、初歩的証明としての効力しかなく、自己が著作権を有することの絶対的な立証手段とはならず、相手方は反証が可能である。

なお、「著作権法実施条例」25条によると、著作権使用許諾契約及び著作権譲渡契約を締結する場合は、著作権行政管理部門に届出を行うことができる。また、「著作権法」26条によると、著作権に質権を設定する場合は、質権設定者及び質権者が質権設定登記を行うこととされている。本稿では、一般的な著作物及びプログラム著作物の著作権登録制度について解説することを目的としているため、著作権使用許諾契約及び著作権譲渡契約の届出や著作権に対する質権設定登記については割愛する。

### Ⅲ 中国の著作権登録の要件

中国の著作権法制度の下では、著作物といえるためには、ある程度の独創性が必要である。例えば、数個の文字の組合せだけでは、独創性が認められにくい。

不登録事由としては、①著作権法の保護を受けない著作物、②著作権保護期間を経過した著作物、③法により出版・伝達が禁止されている著作物がある（著作物任意登録試行弁法5条）。

また、一旦著作権登録されても、①登録後に上記弁法5条のいずれかの不登録事由の存在が判明した場合、②登録後に事実と異なることが判明した場合、③申請人が著作物登録の取消を申請した場合、④登録後に重複登録が判明した場合は、登録が取り消される（著作物任意登録試行弁法6条）。

漫画の各登場人物や、ある特定の登場人物のさまざまな表情やポーズ等のように、関連性のある複数の著作物については、それらをまとめて「シリーズ著作物」として、1つの著作権登録の対象にすることができる。

ソフトウェア著作物の場合は、独立して開発され、又は原著作権者の許諾を得て既存のソフトウェアについて修正した後に形成される機能又は性能の分野において重要な改良のあるソフトウェアでなければならない（ソフトウェア著作権登録弁法7条）。

なお、著作権登録手続における登録機関による審査は、形式審査のみであるため、著作権登録の要件を欠如するケース（例えば、著作物の独創性が不十分である場合、他人の著作物の冒認である場合）もないとはいえない。

### Ⅳ 中国の著作権登録の効果

著作権登録機関は、審査の結果、著作権登録が認められると判断する場合、申請人から著作権登録機関に全ての必要書類が提出されてから1か月以内に、「著作物登録証書」（中国

語では「作品登記証書」を発行し、公告が行われる（著作物任意登録試行弁法9条）。「著作物登録証書」には、登録番号、著作物の名称、著作物の種類、著作者、著作権者、創作完成日、最初の発表日、登録日が記載され、登録機関（国家著作権局）の印章が押捺される。

ソフトウェア著作物の場合、中国著作権保護センターは、申請を受理した日から60日以内に審査を完了し、「ソフトウェア著作権登録証書」を発行し、公告が行われる（ソフトウェア著作権登録弁法20条）。「ソフトウェア著作権登録証書」には、証書番号、ソフトウェアの名称、著作権者、開発完成日、最初の発表日、権利取得方式、権利範囲、登録番号、登録日が記載され、登録機関（国家著作権局）の印章が押捺される。

## V 中国で著作権登録を行うことの実際のメリット

### 1 著作権侵害を主張する際の立証の容易化

中国では、映画、書籍及びソフトウェア等の著作物の著作権侵害行為が極めて多いのが実状である。中国で著作権侵害を理由に、法院に著作権侵害訴訟を提起し、又は行政当局に行政処罰を申し立てる等の権利行使をする場合、自己が著作権者であること、及び相手方の被疑侵害行為時よりも前に自己の著作権が成立していたこと等を立証する必要がある（ちなみに、中国における知的財産権侵害訴訟の約60%は、著作権侵害訴訟である）。しかし、当該立証は、実際には、困難であることが少なくない。なぜなら、著作権は著作物を創作しただけで権利が成立するため、特許及び商標等のように出願日及び権利内容等が記載された公報が存在しないからである。したがって、著作権の存在を主張しようとする者としては、例えば、著作物の制作に関する契約や社内資料等を証拠として提出することが考えられるが、そもそもそのような契約や社内資料等を作成していないことも多いし、作成していたとしても証拠としての信用性が低いことも少なくない。

もし、著作権の存在を主張しようとする者が、あらかじめ、著作権登録を行い、著作物登録証書を取得していれば、著作物登録証書を法院等に提出するだけで、自己が著作権者であること、及び遅くとも著作権登録日には自己の著作権が成立していたことが推定されることになる。これに対し、相手方当事者が反証を試みるわけであるが、反証が成功しなければ、通常、著作物登録証書に記載された事実どおりに認定されることになる（但し、例えば、登録した著作物に十分な独創性が欠如しているような場合には、著作物登録証書を取得していたとしても、法院等は著作権の成立を認めない）。このように、著作権登録を行い、著作物登録証書を取得していることは、著作権者が著作権を行使する際の立証負担を軽減することに繋がる。

### 2 第三者による商標の冒認出願に対する対抗手段

商標の冒認出願（抜け駆け登録ともいう）とは、外国の商標が中国では商標登録されていないことを奇貨として、第三者が先に当該商標を出願・登録することである。中国では、第

三者による商標の冒認出願が多く発生している。例えば、漫画キャラクター等は、さまざまな商品・役務で冒認出願されるリスクがある。

自己の著作物を第三者に商標として冒認出願されたとしても、事後的に異議申立てや無効審判で争うことができる。その際の根拠として、商標法<sup>2</sup>32条前段（「商標登録の出願は、他人の既存の権利を侵害してはならない。」）がよく使われる。「他人の既存の権利」には、係争商標の登録出願日前に取得された著作権が含まれるため、中国であらかじめ著作権登録を行っておくことにより、第三者による商標の冒認出願への対抗措置を講じることが容易となる。

中国において、文字のロゴマークに関して著作物性が争われた事例として、北京市高級人民法院が、ロゴマーク化された「Z」という文字の著作物性を認め、「他人の既存の権利」が侵害されたことを理由に冒認商標の取消を認めた、2008年5月28日判決がある<sup>3</sup>。

### 3 著作権取引の円滑化

著作権者は、その有する著作権の使用許諾契約又は譲渡契約を締結する場合、自己が当該著作権の合法的権利者であることを証明する必要がある。この場合、著作物登録証書を取引相手に呈示することで、自己が著作権者であることを示すことができるという意味で、著作権登録は、著作権取引の円滑化に役立つ。

### 4 著作権登録は、商標登録に比べて、迅速・安価・効率的

商標登録は、出願人が指定した商品・役務についてのみ権利を主張できるにすぎず、また、多くの商品・役務を指定して出願すると、多額の費用が発生する。しかも、中国の商標局が出願書類を受理してから実体審査を経て登録されるまで、約9か月の時間を要する。さらに、商標登録が認められるための要件は商標法により限定されており、異議申立てや無効審判請求を受ける可能性もある。

これに対し、著作権登録は、商品・役務を指定するわけではないため、権利範囲が広く、また、通常、商標登録の場合のような多額の費用は発生しない。しかも、形式審査しか行われない著作権登録の場合は、通常、商標登録の場合よりもはるかに短い期間で登録される。さらに、商標登録の場合における異議申立てや無効審判請求という制度はない。

以上のように、著作権登録は、商標登録に比べて、手続きに要する時間や費用が少なく、権利範囲も広く、効率的であるといえる。

---

<sup>2</sup> 商標法の第四次改正が、2019年4月23日に公布された（施行日は2019年11月1日）が、同法32条は改正されていない。

<sup>3</sup> 事件番号：(2008)高民終字第121号。遠藤誠著『中国の知的財産権侵害判例・事例集』（JETRO、2009年）25～27頁を参照。

## 5 中国の法院では日本での著作権登録書類よりも中国での著作物登録証書の方が便利

日本の著作権者としては、日本で著作権登録を行い日本での著作権登録書類を取得すること、及び中国で著作権登録を行い中国での著作物登録証書を取得することのいずれも可能である。

しかし、中国の法院で著作権を行使しようとする場合、外国で生じた証拠については当該外国での公証・認証手続を行わなければ証拠採用されないため、日本での著作権登録書類については日本で公証・認証手続を行う必要がある。また、日本語で記述された日本での著作権登録書類を、中国語に翻訳する必要もある。

これに対し、中国で著作権登録を行っている場合は、中国での著作物登録証書を提出することで、公証・認証手続及び翻訳を行わずに、簡単に著作権者としての地位を証明できる。

このように、中国の法院で著作権を行使するケースを考えた場合（実際、日本で著作権侵害訴訟を提起するよりも、中国で著作権侵害訴訟を提起する可能性の方がはるかに高いと思われる）、日本での著作権登録書類よりも中国での著作物登録証書の方が便利であるといえる。

## VI 中国における一般的な著作物の著作権登録手続

### 1 手続の流れ

各省・自治区・直轄市の版權局は各管轄地域の著作者・著作権者の著作物登録業務に責任を負い、実際の事務処理は、各省・自治区・直轄市の版權保護センター（地方によって名称が異なる）が行う。国家版權局は外国・台湾・香港・マカオの著作者・著作権者の著作物登録業務に責任を負い、実際の事務処理は、中国版權保護センターが行う（著作物任意登録試行弁法3条）<sup>4</sup>。

以下、中国版權保護センターでの著作権登録手続の流れについて説明する。

- ①中国版權保護センターのウェブサイト<sup>5</sup>でユーザー登録を行う。
- ②登録の類型を選択し、申請書に入力する。プリントアウトした申請書に署名・捺印をした後、郵送又は直接提出する。
- ③申請書等の資料の確認を受けた後、登録申請費用を納付する。
- ④申請書等の資料に形式的な問題がなければ、受理通知書が送付されてくる。
- ⑤申請につき審査が行われ、問題がなければ、著作権登録証が送付されてくる。

所要期間は、上記①～⑤までで、通常、約1か月～1か月半である。

### 2 必要書類

著作権登録出願に必要な書類は、以下のとおりである（著作物任意登録試行弁法8条）。

<sup>4</sup> <http://www.ncac.gov.cn/chinacopyright/contents/483/302180.html>

<sup>5</sup> <http://www.ccopyright.com.cn/>



①著作権登録申請書

著作物の名称、著作物の類型（文字、音楽、演劇、美術、図形、模型等）、著作物の性質（独創、翻訳、編集、整理等）、著作権者の名称・国籍、法人の情報、創作者の名称、創作完成日、創作完成場所、最初の発表日、最初の発表場所（日本、中国等）、最初の発表形式（出版、展覧会等）、著作物の形式（職務著作物、委託著作物、法人著作物、合作著作物等）を記載し、申請者の署名を要する。

②著作物登録表

③著作者又は著作権者の身分証明書

個人の場合はパスポートのコピー等、法人の場合は会社登記事項証明書を提出する。

④権利帰属証明

著作権登録申請の対象たる著作物の著作権が申請者にあること、提出書類の内容が真実かつ合法的なものであることを保証する旨を記載し、申請者の署名を要する。

⑤著作物説明書

著作物の名称、著作物を創作した目的、構想から完成に至るまでのプロセス、著作物の独創性はどのような点にあるか等を記載し、申請者の署名を要する。

⑥著作物見本

著作物のコピー・写真等を提出する。

⑦委任状、代理機構の身分証明書

### 3 費用

①登録申請費用<sup>6</sup> 100 元～2000 元

②代理機構報酬 2000～4000 元（報酬の金額は、代理機構により異なる。）

③会社登記事項証明書等の翻訳費用

### 4 公告

①著作権登録審査が完了した翌日から、下記の検索先において検索することにより、当該著作物の基本的な登録情報（作品名称、作品種類、著作権者、登録番号、創作完成日、最初の発表日及び著作権登録日）を閲覧することができる。

公告の3日後から、著作権登録証を受け取ることができる。

②検索先

- ・中国版權保護センターホームページ<sup>7</sup>
- ・中国版權保護センター公式 WeChat<sup>8</sup>

---

<sup>6</sup> <http://www.ccopyright.com/index.php?optionid=1061>

<sup>7</sup>[http://www.ccopyright.com/index.php?com=com\\_noticeQuery&method=softwareList&optionid=1220](http://www.ccopyright.com/index.php?com=com_noticeQuery&method=softwareList&optionid=1220)

<sup>8</sup> 中国版權服務（ID:CPCC1718）

### ③検索方法

著作権登録番号は必須入力項目であり、少なくとも 1 個の検索項目を入力しなければならない。

検索可能回数は、1 時間あたり 12 回に限定されている。

## 5 冒認登録の取消

著作権登録後に登録内容が事実と異なることが判明した場合、著作権登録機関により登録が取り消される（著作物任意登録試行弁法 6 条）。

また、利害関係人は、冒認登録の取消を申し立てることができる。当該申立てにつき、著作権登録機関は、最終的な司法の判決又は著作権行政管理部門による行政処罰決定等に基づき、著作権登録の取消決定を下すものとされている<sup>9</sup>。

## VII 中国におけるソフトウェア著作物の著作権登録手続

### 1 手続の流れ

ソフトウェア著作権登録弁法 6 条 2 項によると、中国版權保護センターは、国家版權局が認定する唯一のソフトウェア著作権登録機関である。

以下、中国版權保護センターでのソフトウェア著作権登録手続の流れについて説明する。

- ①中国版權保護センターのウェブサイト<sup>10</sup>でユーザー登録を行う。
- ②登録の種類を選択し、申請書に入力する。プリントアウトした申請書に署名・捺印をした後、郵送又は直接提出する。
- ③申請書等の資料の確認を受けた後、登録申請費用を納付する。
- ④申請書等の資料に形式的な問題がなければ、受理通知書が送付されてくる。
- ⑤申請につき審査が行われ、問題がなければ、ソフトウェア著作権登録証が送付されてくる。

所要期間は、上記①～⑤までで、通常、約 1 か月～2 か月半である。

### 2 必要書類

ソフトウェア著作権登録出願に必要な書類は、以下のとおりである（ソフトウェア著作権登録弁法 9～18 条）。

#### ①著作権登録申請書

ソフトウェア著作物の名称・略称・バージョン、開発完成日、最初の発表日、開発の状況（独立開発、合作開発、委託開発、プロジェクト任務開発）、権利取得の状況（原始取得、譲受取得）、権利の範囲、ソフトウェアの用途・技術の特徴（ソフトウェアの名称、用途、技術特徴、ソフトウェアとハードウェアの開発環境、プログラミング言語とプログラミング

<sup>9</sup> <http://www.ccopyright.com.cn/index.php?optionid=1198>

<sup>10</sup> <http://www.ccopyright.com.cn/>

言語バージョン番号、プログラムのサイズ、小売価格)、ソフトウェア著作権の保有状況、申請者の状況、ソフトウェア識別資料の入金方法を記載し、申請者の署名を要する。

②ソフトウェア（プログラム及びドキュメント<sup>11</sup>）の鑑別資料

登録を申請するとき、下記の（ア）又は（イ）を選ぶ必要がある。一般的に、（イ）は、（ア）より、その提出するプログラム及びドキュメントに特別の処理を加えるため、秘密保持の点からみれば、（イ）の方が有利である。

（ア）一般的な提出保存方法（ソフトウェア著作権登録弁法 10 条）

ソースプログラム及びいずれかの種類のドキュメントの最初と最後のそれぞれ連続する 30 ページにより構成する。プログラム及びドキュメントの全体が 60 ページに満たない場合は、プログラム及びドキュメントの全体を提出する。特段の事情がある場合を除き、プログラムは各ページ 50 行以上で、ドキュメントは各ページ 30 行以上を要する。

（イ）例外的な提出保存方法（ソフトウェア著作権登録弁法 12 条）

以下のいずれかの方法によることができる。

（i）ソースプログラムの最初と最後のそれぞれ連続する 30 ページのうち、機密部分については黒色の幅広斜線を用いて覆う（但し、覆われる部分は、提出保存するソースプログラムの 50%以下）という方法。

（ii）ソースプログラムの連続する最初のページから 10 ページまでに、ソースプログラムの任意の部分の連続する 50 ページを加えるという方法。

（iii）オブジェクトプログラムの最初と最後のそれぞれ連続する 30 ページに、ソースプログラムの任意の部分の連続する 20 ページを加えるという方法。

③著作者又は著作権者の身分証明書

個人の場合はパスポートのコピー等、法人の場合は会社登記事項証明書を提出する。

④著作権帰属を示す契約書又はプロジェクト任務書

ケースに応じて、委託開発契約書、共同開発契約書、政府部門による任務命令書、著作権譲渡契約書を提出する。相続により取得された著作権の場合、被相続人の死亡証明書、被相続人の遺言状、相続人と被相続人の関係証明書、相続人の身分証明書、人民法院の法律文書等を提出する。もとの会社の合併・分割によって取得された著作権の場合、もとの会社の登記抹消証明書、株主総会又は董事会の決議書等を提出する。もとのソフトウェアの著作権者の許可を得て、当該ソフトウェアに開発を加えた場合、もとの著作権者の許可証明書を提出する。

⑤ソフトウェア著作物説明書

ソフトウェア著作物の名称、当該著作物を創作した目的、構想から完成に至るまでのプロ

---

<sup>11</sup> 中国語原文では「文档」。ソフトウェア保護条例 3 条によれば、これは、プログラムの内容、構成、設計、機能規格、開発状況、試験結果及び使用方法を記述するための文字資料及び図表等（例えば、プログラム設計説明書、フローチャート、ユーザーズマニュアル等）を指す。



セス、当該著作物の独創性はどのような点にあるか等を記載し、申請者の署名を要する。

⑥委任状、代理機構の身分証明書

### 3 費用

①登録申請費用 無し（2017年4月1日から、中国著作権保護センターは、ソフトウェア著作権の登録申請費用の徴収を停止している。）

②代理機構報酬 2000～5000元（報酬の金額は、代理機構により異なる。）

③会社登記事項証明書等の翻訳費用

### 4 公告

①著作権登録審査が完了した翌日から、下記の検索先において検索することにより、当該著作物の基本的な登録情報（作品名称、作品種類、著作権者、登録番号、創作完成日、最初の発表日及び著作権登録日）を閲覧することができる。

公告の3日後から、著作権登録証を受け取ることができる。

②検索先

- ・中国著作権保護センターホームページ<sup>12</sup>
- ・中国著作権保護センター公式 WeChat<sup>13</sup>

③検索方法

著作権登録番号は必須入力項目であり、少なくとも2個の検索項目を入力しなければならない。

検索可能回数は、1時間あたり12回に限定されている。

### 5 冒認登録の取消

利害関係人は、ソフトウェア著作権の冒認登録の取消を申し立てることができる。当該申立てにつき、国家版权局は、最終的な司法の判決又は著作権行政管理部門による行政処分決定等に基づき、ソフトウェア著作権の冒認登録を取り消すことができる（ソフトウェア著作権登録弁法23条）。

## VIII 中国における著作権登録の運用状況

中国の2018年における著作権登録申請件数は、前年比25.83%増の約345万件となり、過去最高を記録した。そのうち、一般的著作物の著作権登録が約235万件（約68%）、ソフ

---

<sup>12</sup>[http://www.ccopyright.com/index.php?com=com\\_noticeQuery&method=softwareList&optionid=1220](http://www.ccopyright.com/index.php?com=com_noticeQuery&method=softwareList&optionid=1220)

<sup>13</sup> 中国著作権服務（ID:CPCC1718）

トウェアの著作権登録が約 110 万件（約 32%）であった<sup>14</sup>。申請地域別にみると、一般的著作物の著作権登録では、①北京市、②江蘇省、③上海市という順となっており、ソフトウェアの著作権登録では、①広東省、②北京市、③上海市という順となっている。一般的著作物の種類別にみると、美術著作物、撮影著作物、文字著作物、映画・ドラマ著作物、音楽著作物という順となっている。ソフトウェアの著作権登録件数は 2017 年に 70 万件を突破し、さらに 2018 年には約 110 万件となり、過去最高を記録した。その背景には、中国のソフトウェア産業の急速な発展やソフトウェア開発能力の向上のほか、2017 年 4 月 1 日よりソフトウェア著作権の登録申請費用の徴収が停止されたことの影響もあると考えられる。

## Ⅸ おわりに

以上に述べたとおり、中国の著作権登録制度にはさまざまなメリットがあり、近時、登録件数も増加傾向にある。日本企業としても、実際、日本で著作権侵害訴訟を提起するよりも、中国で著作権侵害訴訟を提起する可能性の方がはるかに高いことから、今後は、中国での著作権登録を積極的に行っていく必要があると思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.15016』（経済産業調査会、2019 年、原題は「中国知財の最新動向 第 15 回 中国における著作権登録」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

---

<sup>14</sup> <http://www.ncac.gov.cn/chinacopyright/contents/483/394383.html>